



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定（森林緑地課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 1
- 沖縄県労働委員会の労働者委員候補者の推薦（雇用労政課） 1
- 河川区域の変更による廃川敷地等の発生（河川課） 2

公 告

- 准看護師試験の実施（医務・国保課） 2
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） 2

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定 3

告 示

沖縄県告示第781号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成18年11月21日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 保安林の所在場所 宮古島市城辺字友利本島605番2、605番20
 - 2 指定の目的 公衆の保健
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び宮古支庁農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第782号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、与那城加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成18年11月21日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県告示第783号

第15期沖縄県労働委員会の労働者委員候補者の推薦について、次のように告示する。

平成18年11月21日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 推薦資格者 労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、沖縄県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。
- 2 被推薦資格者 法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- 3 提出書類
 - (1) 推薦書 1部
 - (2) 労働者委員候補者履歴書 1部
 - (3) 労働組合資格証明書又は組合資格審査決定書 1部
 - (4) 沖縄県労働委員会委員に就任することへの被推薦者の内諾書 1部
- 4 推薦期間 平成18年11月21日から同年12月20日まで
- 5 推薦書類の提出先 沖縄県観光商工部雇用労政課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 6 その他 推薦についての問い合わせは、沖縄県観光商工部雇用労政課（電話番号098-866-2366）に行うこと。

沖縄県告示第784号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成18年11月21日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 河川の名称 国場川水系長堂川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成18年11月21日
- 3 廃川敷地等の位置 島尻郡南風原町字津嘉山川下原1700番1、1701番、1704番1及び1704番2地先河川敷
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 1,991.11平方メートル

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成18年度沖縄県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成18年11月21日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 平成19年2月16日（金曜日） 午後1時30分から午後4時まで
 - (2) 場所 沖縄県立看護大学（那覇市与儀1丁目24番1号）
- 2 受験手続 受験願書を平成19年1月4日（木曜日）から同月11日（木曜日）までに沖縄県福祉保健部医務・国保課（那覇市泉崎1丁目2番2号）に提出すること。
- 3 その他 詳細については、沖縄県福祉保健部医務・国保課（電話番号098-866-2169）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年11月21日

沖縄県中部土木事務所長 伊 波 興 静

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年2月15日 沖縄県指令土第122号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市字沢岬1421番4、1422番1及び1422番5
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県さいたま市桜区西堀4丁目7番1号914 真栄城俊雄
- 5 検査済証番号 平成18年5月18日 C第1号
- 6 工事完了年月日 平成18年4月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年11月21日

沖縄県中部土木事務所長 伊波興静

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年10月24日 沖縄県指令土第983号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地726番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字幸地726番地の1 與那嶺栄
- 5 検査済証番号 平成18年6月27日 C第2号
- 6 工事完了年月日 平成18年5月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年11月21日

沖縄県中部土木事務所長 伊波興静

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成17年7月28日 沖縄県指令土第751号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小波津494番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津34番地の1 小波津勝弘
- 5 検査済証番号 平成18年8月1日 C第3号
- 6 工事完了年月日 平成18年7月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成18年11月21日

沖縄県中部土木事務所長 伊波興静

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年6月27日 沖縄県指令土第207号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又314番及び315番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市牧港4丁目11番3号 沖電開発株式会社 代表取締役 入嵩西敏弘
- 5 検査済証番号 平成18年9月25日 C第4号
- 6 工事完了年月日 平成18年9月15日

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成18年11月21日

沖縄県収用委員会

会長 玉城辰彦

- 1 起業者の名称 那覇市
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・3・17号石嶺線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番及び地積等

所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
那覇市首里石嶺町2丁目	1番1	宅地	宅地	2,428.47	2,445.50	565.83	(注)
那覇市首里石嶺町2丁目	1番2	公衆用道路	宅地	60.00	60.65	60.65	
那覇市首里石嶺町2丁目	1番4	公衆用道路	宅地	4.91	4.97	4.97	
計				2,493.38	2,511.12	631.45	

(注) 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のz36、KK20、K41、O557、K192、K191、K190、K42、z37、z36の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
城間誠光	那覇市首里汀良町3丁目26番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類
松田増男	那覇市字安里388番地84	借地権
宇久朝秀	浦添市字経塚292番地9	借地権
仲里静香	八重瀬町字当銘112番地の5	借地権
株式会社琉信ハウジング 代表取締役 澤紙秀雄	那覇市松山2丁目3番12号	借地権
仲村真幸	浦添市仲間三丁目10番13号	転借地権
比嘉昌平	那覇市首里鳥堀町4丁目101番地15	転借地権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成18年11月2日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇所1,800円
---	---